

「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」(案)
に対する意見提出者一覧

計 4 者

(敬称略)

| | 意見提出者 |
|---|----------------|
| 1 | 一般社団法人日本民間放送連盟 |
| 2 | 株式会社WOWOW |
| 3 | 九州通信ネットワーク株式会社 |
| 4 | 一般社団法人衛星放送協会 |

「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」（案）に対して提出された意見及び総務省の考え方

| 項目 | 案に対する意見 | 総務省の考え方 |
|----------------------|--|---|
| ガイドライン全体に対する意見 | | |
| | <p>本ガイドライン案は、有料放送事業者の消費者保護ルールの実務運用に関して、予見可能性を高め、対応準備に資するものと考えます。</p> <p>消費者保護ルールの実務運用につきましては、今後も状況や環境の変化に応じて、適時適切に見直すことにより円滑に運用できるように配慮頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社WOWOW】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 ・ 今後の運用に関する御意見は、今後の参考意見として承ります。 |
| | <p>本ガイドライン案は、本年5月21日に施行予定の改正放送法により大幅に拡充される「有料放送分野の消費者保護ルール」を解説するものであり、有料放送事業者の予見可能性を高め、対応準備に資するものと考えます。</p> <p>新制度の導入以降は、有料放送事業の実情および事業者の考え方を十分に踏まえて運用することや、有料放送サービスをめぐる環境の変化に応じて適時適切に見直すことを要望します。</p> <p>「初期契約解除制度」が濫用・悪用された場合などは、有料放送事業者の健全な事業運営に支障をきたす懸念があります。そうした場合には、行政として迅速に対処することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> | |
| | <p>一般社団法人衛星放送協会は、消費者保護の観点から、今回の「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」（案）について概ね賛同致します。</p> <p>当協会と会員の有料放送事業者は、これまでも視聴者保護を念頭におき、有料放送事業の更なる発展、放送文化の向上への寄与を目指し活動してきました。その上で本案に関して必要な措置が講じられる際は、有料放送サービスの健全な発展を阻害しないように、有料放送事業者への過度な負担とならない制度となることを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p> | |
| 第3章 書面交付（法第150条の2）関係 | | |

| 項目 | 案に対する意見 | 総務省の考え方 |
|------------------------------|--|---|
| 第3章 第2節 契約書面の記載 事項 P30 | <p>契約書面の記載事項については、基本説明事項に加え、付随有償継続役務の内容や複雑な割引の仕組みについての図示が必要となるなど、記載すべき項目が多岐にわたるため、大幅なシステム改修が必要となります。</p> <p>書面交付義務は、改正法の公布後1年以内の施行が法定されているものであり、これを包括的に延期することは、法制上困難であると理解しておりますが、例えば、割引の仕組みについての図示等のシステム改修に時間を要する項目については、部分的に改修猶予をいただくなど、段階的な実施が可能となる措置の導入を要望いたします。</p> <p>【段階的な措置の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期限までに記載すべき項目 ・ 施行後半年以内に記載すべき項目 など <p style="text-align: right;">【九州通信ネットワーク株式会社】</p> | <p>書面交付義務は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の公布後1年以内の施行（平成28年5月21日）が法定されているものであり、有料放送分野における消費者保護ルールを速やかに導入することが重要であると考えています。</p> <p>ご指摘の割引の仕組みの図示等、契約書面の記載事項については既に意見公募を実施し電波監理審議会の答申を受けた省令改正（放送法施行規則の一部改正）により義務付けることが予定されているものであり、経過的な措置を本ガイドラインで設けることは困難です。</p> |